

氏名(国籍)	何志明(中国)
学位の種類	博士(言語学)
学位記番号	博甲第3280号
学位授与年月日	平成15年11月30日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	文芸・言語研究科
学位論文題目	現代日本語における語彙的複合動詞の組み合わせの研究 -前項動詞及び後項動詞の意味を中心に-
主査	筑波大学教授 Ph. D. 岡崎敏雄
副査	筑波大学教授 高田誠
副査	筑波大学教授 鈴木英一
副査	筑波大学助教授 Ph. D. 竹沢幸一
副査	筑波大学助教授 杉本武

論文の内容の要旨

本研究は、「前項動詞+後項動詞」という形をした現代日本語の複合動詞において、前項動詞（以下、V1）になる動詞と後項動詞（以下、V2）になる動詞はどのようなものであるかを明らかにすることを目的としている。複合動詞のうち、「食べ始める」、「書き終わる」、「走り出す」、「逃げ切る」などのように、V2がアスペクトなどの統語的意味のみを持つものは除外し、「撃ち殺す」、「恋い慕う」などのように、V2が実質的な意味をになっているものを語彙的複合動詞として本研究の対象としている。

これら語彙的複合動詞においては、たとえば、(1a) 貼り付ける、焼き殺す、焼き捨てる、勝ち取る、泣き腫らす、… (1b) *落とし壊す、*落とし殺す、*砕き捨てる、*潰し捨てる、…のように、いずれも「V1 + V2」の形をしていても、(1a) は可能な組み合わせであり (1b) は不可能な組み合わせとなる。本研究は、(1a) の組み合わせを可能にし (1b) の組み合わせを制限する条件は何かを明らかにしようとしたものである。

まず、第1章と第2章において、これらの条件を論じた先行研究を取り上げ、これまで制限の基準としていわれてきた二つの原則、すなわち、「他動性調和の原則」と「主語一致の原則」とでは、十分に説明しきれないことを実証するとともに、あらたに「一義的経路の制約 (Unique Path Constraint)」という説明原理が必要である主張し、この原則を用いて (1b) のような組み合わせがなぜ制限されるかの説明を行っている。すなわち、「他動性調和の原則」によれば、各動詞はそれぞれ独自の項構造を有するが、V1とV2とは、同じタイプの項構造を持ったものでなければならないということである。ところが、「読み疲れる」は、項の分布が異なり制限を受ける組み合わせであるが、実際には適格な組み合わせである。これを説明できるものとして、次に、「主語一致の原則」があげられ、「読む」と「疲れる」とは同じ主語についての出来事であるから適格な組み合わせとなるという説明が可能だとしている。ところが、「飛び降りる」に対する「*転び降りる」、「たたき壊す」に対する「*割り壊す」などのように、これら二つの原則を満たしながら、なお、不適格な組み合わせとなるものが相当あり、先行研究で提案されているこれら二つの原則は、適格な組み合わせが持っている必要条件であっても、十分条件とはなっていないとし、これらを説明する新たな原則を提言することを本研究の目的として設定している。

引き続き、第2章では、上の問題設定を受けて、この問題を論ずるためには、まず、動詞の意味構造についての分析が必要であるとして、先行研究を取り入れながら動詞を「行為の連鎖 (action chain)」としてとらえ、各動詞を、状態動詞、変化動詞、移動動詞、活動/働きかけ動詞、使役動詞に分類し、使役動詞については、さらに、状態変化を表すものと、位置変化を表すものとに下位区分している。ここで、これらの適不適の制限を説明する原理として、「一義的経路の制約 (Unique Path Constraint)」の原則を取り入れている。これは、(2a)「彼女は、教壇を降りて (=教師を辞めて)、作家になった」という場合、(2b)「彼女は、教師から作家になった」は適格文で、(2c)「*彼女は、教壇から作家になった」は不適格となることを説明するもので、「なる」という変化が、(2b)においては、状態から状態への変化であるのに対して、(2c)では、場所から状態への変化となっていると説明する。二つの変化や移動を表すとき、その出来事がたどる経路は状態-状態、位置-位置というふうに、一義的でなければならないという制約があるとされ、これが「一義的経路の制約」と呼ばれるものである。この制約を複合動詞のV1、V2の持つ特徴に適用し、適格となる各複合動詞のV1、V2となりうるものは、V1については、活動動詞/働きかけ動詞、位置変化を表す使役動詞、状態変化を表す使役動詞であり、V2については、位置変化を表す使役動詞、状態変化を表す使役動詞であるとし、不適格となるものは、V1については、状態動詞、変化動詞、移動動詞であり、V2については、状態動詞、変化動詞、移動動詞、活動動詞/働きかけ動詞あるという分析結果を示している。

第3章以下の各章では、5つのタイプに分けられた複合動詞の結合原理と、結合を許さない制限原理とを具体的に分析し、説明を行っている。

第3章では、V1の表す出来事がV2の表す出来事の「様態・付帯状況」を示す「様態・付帯状況」の複合動詞について検討している。V1の発生時間とV2の発生時間との関係及び、V1の持続時間とV2の持続時間との関係、すなわち、「様態・付帯状況」を示すV1は主要な出来事を示すV2と同じ期間に継続するというに基づいて、V1とV2になる動詞の意味的な特徴、及び、適切な「V1 + V2」の組み合わせを説明している。

第4章では、V1が表す出来事がV2が表す出来事の「手段」を示す「手段」の複合動詞について検討している。手段を表すV1と目的を表すV2との間の関係をとらえ、V1とV2になる動詞の意味的な特徴を分析し、適切な「V1 + V2」の組み合わせを示している。

第5章では、V1が表す出来事がV2が表す出来事の「原因」を示す「原因」の複合動詞について検討している。原因を表すV1と結果を表すV2との間の関係をとらえ、V1とV2になる動詞の意味的な特徴を分析し、適切な「V1 + V2」の組み合わせを示している。

第6章では、内容的に対等な2つの要素であるV1が表す出来事とV2が表す出来事の特徴と関係をとらえて、「並列関係」の複合動詞を検討している。どのような複合動詞が「並列関係」の複合動詞であるかを判断するため、V1、V2が類義語同士というだけでなく、V1とV2になる動詞がどのような意味的な特徴を持つのかということに着目した上で、一義的経路の制約を用いて考察している。

第7章では、V1と、それに対して補足的な説明の役割を果たすV2の特徴と関係を中心に「補文関係」の複合動詞を検討している。「補文関係」の複合動詞を、「出し惜しむ」のようなV2が動詞本来の意味(本義)をそのまま言い換える必要がない組み合わせ(タイプ1)と、「疲れ果てる」のような他の言い方に言い換える必要がある組み合わせ(タイプ2)に分け、それぞれの特徴を検討している。「タイプ1」、「タイプ2」として適切であると判断されるものは、一義的経路の制約に反していない組み合わせであることを論証している。

まとめとして、第8章において、V1、V2になる動詞の特徴及び適切な「V1 + V2」の組み合わせについて結果をまとめ、適格な組み合わせのV1とV2になる動詞は「一義的経路の制約」を満たしており、語彙的複合動詞について適切なものであるかどうかを判断する条件、すなわち、V1になる動詞とV2になる動

詞との結合条件は、動詞が持つ意味的な特徴が「一義的経路の制約」を満たしているかどうかにあるということを経験としてしている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は、複合動詞の前項と後項の動詞の特徴について、先行研究でいわれてきたことが、適切な組み合わせの必要条件ではあっても十分条件ではないことを論証し、その不備を実証したことが第一の特徴であり、高く評価できる。さらに、「一義的経路の制約」という新たな原則がこの問題に援用できることを実証的に示し、前項、後項の動詞を最新の意味論を援用しつつ分析し、この制約の原則を適用することにより、適切な組み合わせのみならず、不適格な組み合わせとなるものについての説明を与えることに成功している。このことは、従来の研究を大きく補強するものであり、複合動詞の研究を大きく発展させたものとして高く評価できる。

さらに、複合動詞全般について五つのグループに分けて具体的に分析し、それぞれについて細部にわたる条件を示したことは、理論面のみならず、複合動詞全体を見渡すための資料的価値も高いものとなっている。よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。